

中津市スポーツ少年団単位団の中津市自家用バス使用申込要領

(主旨)

この要領は中津市スポーツ少年団に加盟する各単位団（以下「単位団」という。）が、スポーツ少年団の大会に出場するため団員の移動手段として、中津市自家用バス管理規定に定めるバス（以下「自家用バス」という。）の使用申込を中津市教育委員会体育・給食課（以下「体育・給食課」という。）へ依頼する方法等を定める。

2 体育・給食課は単位団の使用目的が中津市自家用バス管理規定第4条第4号に該当するものとして使用申込を代行するものとする。

(対象)

単位団が自家用バスの使用申込を体育・給食課に依頼できるのは、九州内で開催されるスポーツ少年団の大会に出場するため団員の移動手段として使用する場合のみとし、使用については同一年度中、一単位団につき2回までとする。

2 前項のスポーツ少年団の大会とは日本スポーツ少年団、九州ブロックスポーツ少年団連絡協議会、各県スポーツ少年団、各市町村スポーツ少年団本部等が主催等を行っている大会とする。

(遵守事項)

単位団は自家用バスの使用にあたっては中津市自家用バス管理規定を遵守しなければならない。

(依頼方法)

単位団が自家用バスの使用申込を依頼する場合は、登録代表指導者が中津市スポーツ少年団単位団の中津市自家用バス使用に係る申込依頼書（様式第1号）を体育・給食課長へ提出するものとする。

(乗車について)

中津市自家用バス管理規定第6条に定める随行責任者は体育・給食課関係者または中津市スポーツ少年団本部関係者からは指定しない。

2 単位団は同条に定める連絡員を指定し、体育・給食課に通知するものとする。

3 団員以外の乗車については、スポーツ少年団に指導者として登録している者のみとする。ただし事情により乗車できない者がある場合に限り、登録人数の範囲内で保護者等がこれに代わることができる。

(経費の負担)

次に掲げる自家用バスの使用により生じる経費は体育・給食課が負担する。

- (1) 運行业務委託契約に基づく委託料
- 2 次に掲げる自家用バスの使用により生じる経費は単位団が負担する。
 - (1) 道路通行料金
 - (2) 駐車料金
 - (3) 燃料費

■平成 25 年度 4 月時点の自家用バス保有状況

所管課	車輛番号等	定員	シートベルト席数※
三光支所総務課	大分 200 は 35 (三菱)	37 名	27 席
本耶馬溪支所総務課	大分 200 さ 153 (日野)	26 名	18 席
耶馬溪支所総務課	大分 22 さ 4164 (トヨタ)	28 名	22 席
山国支所総務課	大分 22 さ 3051 (三菱)	29 名	21 席
山国支所総務課	大分 200 さ 201 (トヨタ)	29 名	21 席

※シートベルト席数は運転席含まず

■添付書類の「行程表」の例

平成 25 年 5 月 3 日 (金, 祝)

6:00 三光支所 (保管場所) バス出庫
 7:00 本耶馬溪支所発
 7:20 ○○小学校校庭着
 7:30 ○○小学校校庭発
 宇佐 IC~宇佐別府道路~大分自動車道~別府 IC
 9:00 べっぷアリーナ着
 14:30 べっぷアリーナ発
 別府 IC~大分自動車道~宇佐別府道路~宇佐 IC
 16:20 ○○小学校校庭着
 16:30 ○○小学校校庭発
 17:00 本耶馬溪支所着
 17:30 三光支所 (保管場所) バス入庫

※上記行程の場合、道路通行料金、(駐車料金が発生すれば) 駐車料金、燃料費は単位団の負担となります。

※中津市が締結しているマイクロバス運転業務委託契約書では業務時間はマイクロバスの出庫時間から入庫時間までとなっています。その業務時間 (1 時間未満の端数は切り上げ) に応じて委託金額を支払っていますので、行程表には出庫時刻と入庫時刻の記載をお願いします。